

第八十号議案

江戸川区副区長定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区副区長定数条例の一部を改正する条例
江戸川区副区長定数条例（平成十九年三月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一人」を「二人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十一条第二項の規定に基づき、条例で定めることとしている副区長の定数を改める必要があるので、本案を提出いたします。